

生駒市消費生活センターの

どこでも講座

お気軽にご利用ください！

どこでも講座とは

市民の皆様の消費生活に関する知識を深めてもらうために、消費生活に関する講座を開催される自治会や老人会、PTAなどの各種団体・グループの方々を対象に、消費生活相談員を講師として派遣させていただきます。

- ◆対 象：市内に住むか市内へ通勤・通学している人を主な構成員とし、どこでも講座開催の際に、10人以上の参加者を集めることができる団体・グループ
- ◆費 用：無 料 ※講座終了後には所定の用紙による簡単な報告書の提出が必要です。
- ◆会 場：団体・グループで用意してください。
- ◆開催時間：30分～2時間くらい（ご相談に応じます）

講座テーマ(例)

- ・振り込め詐欺にだまされないために
- ・生駒市訪問勧誘お断りステッカーについて
- ・最近の悪質商法
- ・迷惑電話はこう切ろう！
- ・契約ってなんだろう
- ・クーリング・オフはがきの書き方 など



※講座メニューは「私たちの生活を守る・消費生活センター(No. 106)」
とご指定ください。

申し込み方法

- ① まずは生駒市消費生活センターに日程などをご連絡ください。打ち合わせさせていただきます。
- ② 講座開催日の20日前までに、申請書を生駒市消費生活センターまたは市役所広報広聴課に提出ください。

郵送、ファクス、メールで受け付けます。

問合わせ・申込み先 **生駒市消費生活センター**

〒630-0257 生駒市元町1丁目6-12 生駒セイセイビル1F

☎ 0743-73-0550 fax 0743-73-0551 E-mail: consumer@city.ikoma.lg.jp

※または、広報広聴課まで

〒630-0288 東新町8-38 ☎ 0743-74-1111 内線223

fax 0743-74-1105 E-mail: kouhouka@city.ikoma.lg.jp

※申請書は、消費生活センターや広報広聴課にある他、市ホームページ→「広報広聴課」→「どこでも講座のページ」からもダウンロードできます。

裏面へ続きます